

富山市公共ます及び取付管新設等申請書

（ 新 設 ・ 撤 去 ・ 移 設 ）

（宛先）富山市上下水道事業管理者

お客さま番号（井戸番号）

第 号

※太枠内のみ記入してください。

富山市下水道条例施行規程第35条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 日	年 月 日		受 付 番 号		
公共ます 及び取付管 新設場所等	富山市			登 記 面 積	
	名 称 (屋号等)			㎡	
申 請 者	現 住 所			TEL	
	フリガナ			供 用 開 始 日	
	氏 名			昭和 平成 令和	年 月 日

借地や借家等で公共ます及び取付管を新設（撤去）する場合は、土地所有者や建物所有者と協議願います。

※ なお、申請者と土地の所有者が異なる場合は、設置する土地所有者の承諾が必要です。

公共ます及び取付管の新設により、下水道事業受益者負担金・分担金が賦課される場合があります。

設置する 土地所有者 の承諾	現住所	〒（ ）				
	氏 名					
工事の施工者	施工者名			TEL		
	担当者氏名 (責任者)			携帯		
道路の種類	国道・県道・市道・私道・法定外・その他（ ）		車道 歩道	路線名		
下水道本管	管種等	VU・PRP・HP・その他（ ）		口 径	φ mm	
取付管の 取出し位置	上流人孔からの距離 m		公共ますの数	個	公共ますの深さ m	
取 付 管	管 種			口 径	φ mm	
工事予定日	占 用 許 可 日 から 年 月 日 まで					
備 考			起案日		年 月 日	
			課長	係長	合議	受付者

備考 設置する土地所有者の承諾の欄は、土地所有者本人（法人にあっては代表者）が自署してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

※遵守事項

1. 申請書の提出は必ず工事着工の 国道30日前、県道・市道・法定外20日前、その他10日前 までに給排水サービス課下水道排水サービス係窓口へ提出すること。
2. 工事は道路占用許可確認後、必要な手続き（町内への案内、道路使用許可、交通規制、その他必要と思われる手続き等）を確実に行之、安全に十分配慮し施工すること。
3. 施工日時が確定したら、速やかに給排水サービス課下水道排水サービス係へ報告すること。
4. 工事完了後は、速やかに完了報告をすること。